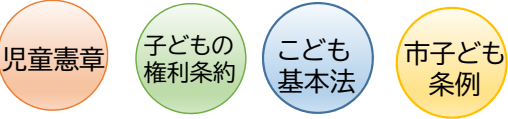


郡山市こども・若者計画の策定について

計画策定の背景・目的



少子化をはじめ、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安・経済的負担の増加など、こども・若者や子育て当事者を取り巻く社会環境は変化を続けています。

こうした背景を受け、国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくため、令和5年4月に『こども基本法』が施行されたことを踏まえ、本市におけるこども・若者、子育て当事者等に関する課題の解決に向けた施策の実施に着実に取り組んでいくため、新たに『郡山市こども・若者計画』を策定するものです。

国の動向

令和5年4月「こども基本法」施行

令和5年12月「こども大綱」閣議決定

大綱が目指す「こどもまんなか社会」
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に
幸福な生活を送ることができる社会

●目的：児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが等しく健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

✓ポイント：「こども」とは、心身の発達の過程にある者を指します。
⇒ 義務教育の終わりである15歳や成人となる18歳といった年齢により、必要なサポートが途切れることのないよう、切れ目ない支援を目指す。

計画策定にあたっての本市の考え方

強化する取組

✓こども・若者の権利尊重 ✓若者の支援 ✓共育での推進
✓こども・若者の意見聴取 ✓プレコンセプションケア
✓ヤングケアラー支援 ✓ひとり親支援 ✓虐待防止
✓多様な居場所づくり ✓誕生前からの切れ目ない支援

計画の基本理念 すべてのこども・若者のウェルビーイングを実現するまち こおりやま

※ウェルビーイングとは…
個人の権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること

基本 的 方 針	1 こども・若者の権利保障と最善の利益	こども・若者の権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。
	2 こども・若者の意見表明と社会参画	こども・若者の意見表明、社会参画の機会を創出し、様々な“声”を汲み取るための十分な配慮を行う。
	3 こどもが安心して生まれ、すこやかに育つことができる社会の実現	すべてのこどもが安心して生まれ、育つことができるよう、妊娠前から、出産、育児までの切れ目ない支援を社会全体で実現する。
	4 こども・若者の自立を支える社会の実現	すべてのこども・若者が、年齢で途切れることなく、自分らしく自立できるまでの切れ目ない支援を社会全体で実現する。
	5 こども・若者の貧困と格差の解消	すべてのこども・若者が、生まれ育った環境に関わらず幸せな状態で成長できるよう、貧困と格差の解消を図る。
	6 若い世代の多様な人生の希望形成と実現の支援	若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、若い世代の視点に立って多様な人生の希望の形成と実現を支援する。
	7 関係機関や民間団体との協働	こども・若者、子育て当事者が抱える複合化する課題に対し、関係機関や民間団体との協働により解決に取り組む。